

告 示

埼玉県告示第千百九十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一四―二五―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県坂戸市大字粟生田字白金の一部、大字戸口字村柏木、字白金、字新田及び字サイカチの各一部、大字中里字正天、字稻荷、字尉殿及び字下川原の各一部並びに大字塚崎字白銀、字稻荷、字高田、字下田及び字清水の各一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万五千百三十二立方メートル